

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第九十三号

地方自治法第七條第一項の規定により昭和二十六年三月一日から鳥取縣東伯郡東郷村及び松崎村を廃し、その区域をもつて鳥取縣東伯郡東郷松崎町を置く。

昭和二十六年二月二十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十六年二月二十六日
外 月 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判